

# EU向け農林水産物等に係る衛生措置等の概要

## 【暫定版】

2014年10月

農林水産省 大臣官房政策課

ミラノ国際博覧会チャレンジ本部事務局

【注意】本資料に記載されている情報は現時点のものであり、あくまで参考として捉えてください。より正確な情報は、その都度個別にEU当局に確認することが必要です。



## EU 向け農林水産物等に係る衛生措置等について（概要）

1. イタリア政府（保健省）は 2014 年 6 月、ミラノ万博参加国に対し、万博公社を通じて万博への持込みを希望する動物由来食品の調査を実施。これに対して、我が方は幅広い動物由来食品についてリストを作成して提出。イタリア政府は各参加国の希望をとりまとめて EC-DGSANCO（健康・消費者保護総局）に提出し、DGSANCO ではミラノ万博への食材持込みに関する特別な衛生条件（特例措置）を設定予定。
2. 1. の特例措置が決定するのは 2014 年 12 月以降であり、特例措置の適用範囲が不明であることから、現時点においては、ミラノ万博へ持込む日本産食材の動植物検疫や食品衛生・公衆衛生に係る措置については、現行の動物・植物・食品に係る EU 規則等に基づくものとして捉える必要。
3. EU 規則等のポイントは以下のとおり（別紙）。  
農林水産物の対 EU 向け輸出は、①動物衛生、②植物検疫、③食品衛生のほか、④放射性物質に係る検査等をクリアする必要。
  - (1) 畜産物及びその加工品（乳製品・家きん肉・卵等を含む。）：
    - 現時点で我が国から EU に輸出可能なものは牛肉のみ。
  - (2) 農産物及びその加工品：  
大半は輸出が可能であるが、柑橘類については、栽培地検査及び輸出検査が必要。
  - (3) 魚介類由来の水産物及びその加工品：
    - ① 対 EU 輸出水産食品取扱認定施設として認定されている水産加工施設からの輸出のみが可能。
    - ② 平成 24 年 10 月 17 日現在、32 施設が、ハマチ、クロマグロ、ホタテ、かまぼこ等の品目ごとに認定を取得。
4. 日本館レストランで使用される食材は、日本からイタリア等 EU に輸出されているものを含め、現地で入手可能で良質な食材を最大限活用することが基本。
5. 一方、和牛肉や茶等、イタリアでは入手できない食材や対 EU 輸出促進戦略の品目については、EU 規則等 or 特例措置等を踏まえ出展の有無を検討する必要。



## EU 向け農林水産物等に係る衛生措置等について【暫定版】

## I. 全般

農産物、畜産物及び水産物の EU への輸出に際しては、①動物衛生、②植物防疫、③食品衛生上の衛生措置に加え、④放射性物質に係る検査等の要件を充足する必要。

## II. 畜産物及び畜産加工食品

## 1. 動物衛生及び食品衛生：

## (1) 畜産物：

- ① 畜産物（肉、臓器、副産物、乳製品、卵類等）は、原則、以下の3区分に分けられる。
  - ア. 家畜由来の食肉等
  - イ. 乳製品等
  - ウ. 家きん由来の食肉等、卵及び卵製品等
- ② 畜産物を EU に輸出するに当たっては、EU からリスク評価を受け、「品目」とともに EU が定める第三国リストに掲載される必要性。第三国リストは上記①の区分ごとに設定。
- ③ 輸出は、EU の衛生管理基準等を満たしていることが確認された認定施設からのみ可能（認定には数ヶ月を要することが想定）。
- ④ 2013年3月、「日本ー牛肉」が第三国リストに追加。
- ⑤ その他の畜産物について、日本は第三国リストに掲載されていない（下表）。
- ⑥ 日本での残留物質モニタリング検査が義務づけられている（牛肉については、当該検査の計画が2013年3月に承認）。

品目	第三国リストへの記載	EU 向け認定処理施設
牛肉等	○	3施設が認定 (2014年9月時点)
豚肉等	×	—
羊肉、馬肉等	×	—
乳製品	×	—
家きん肉及び卵類	×	—

## ⑦ 畜産物・製品を含有する加工食品：

畜産加工品については、肉等の含有率（乾燥重量）に応じ、輸入検疫の対象となる。したがって、これらの食品を EU に輸出するためには、一義的には第三国リストに掲載される必要性。

## 2. 放射性物質検査（別添表-I）：

品目及び生産地別に以下のいずれかの添付が義務付けられている。

- ① 放射能物質検査証明書
- ② 産地証明書

## III. 農産物及び農産加工食品

### 1. 植物検疫（別添表-II）：

（1）植物検疫措置は、以下の4区分に分けられる。

区分	例示
①：輸入が禁止されているもの	(1) 栽植用植物（サクラ属、カリン属等） (2) ばれいしょ 等
②-1：植物検疫証明書の添付が必要なもの（輸出検査に加え、栽培中の検査や消毒等が必要なもの）	(1) 栽植用植物（盆栽、植木等） (2) 種子（トマト等） (3) 切花（カーネーション、キク等） (4) 生果実（カンキツ類等） (5) 野菜（シュンギク等）等
②-2：植物検疫証明書の添付が必要なもの（輸出検査のみ）	(1) 切花（バラ等） (2) 種子（トウモロコシ等） (3) 生果実（カキ、ナシ等） (4) 野菜（セロリ、ピーマン等）等
③ 植物検疫証明書の添付が必要無いもの（輸出検査が不要）	上記区分①、②に該当しないもの (1) 種子（キャベツ、キュウリ等） (2) 生果実（キウイフルーツ、ビワ等） (3) 野菜（イチゴ、キャベツ、ショウガ等）等

（注）

- ・種子については、使用目的（は種用か消費用）により検疫条件が異なる場合がある。
- ・盆栽、植木、カンキツ類生果実等栽培期間中の検査（植物によって期間は異なるが、概ね輸出前6ヶ月から2年間程度）が必要な場合は、事前に植物防疫所への申請が必要。

### （2）加工された農産品

高度に加熱や乾燥された農産品は検査不要（製茶や精米等）。

## 2. 食品衛生：

EU 内で流通する農産物及び農産加工食品については、EU 規則で定められる残留農薬基準を遵守する必要があるが、輸入検疫条件として課せられてはいない。

### 3. 放射性物質検査（別添表－I）：

畜産物に同じ。

### 4. その他の規制：

EU 共通農業政策の対象品目に位置づけられているもの（下記）については、輸入許可を取得する必要がある。

#### 【EU 向け共通農業政策対象品目】

穀物（サツマイモ等）、大麦、トウモロコシ、コメ（殻コメ等）、ニンニク、タマネギ属（ニラを含む）、リンゴ、バナナ 等

## IV. 水産物

### 1. 動物衛生及び食品衛生

(1) 動物性由来の水産食品を EU へ輸出する場合は、EU より輸入を認められた第三国リストに掲載されており、かつ当該製品を加工等する施設が EU 向け施設として認定を受けることが必要。

(2) 日本は既に上記第三国リストに掲載されており、現在、32 カ所の加工施設等が対 EU 輸出水産食品取扱認定施設として認定されている（平成 26 年 10 月 17 日現在）（下表）。

リストの区分	施設数	指定品目
水産物 (Fishery products)	32 カ所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 魚油</li><li>・ 冷凍サバラウンド</li><li>・ 魚肉ねり製品</li><li>・ カニ風味かまぼこ</li><li>・ かまぼこ</li><li>・ 生鮮・冷凍ハマチ（フィレ等）</li><li>・ 生鮮・冷凍ブリ（フィレ等）</li><li>・ 生鮮・冷凍カンパチ（フィレ等）</li><li>・ 生鮮・冷凍マダイ（フィレ等）</li><li>・ 生鮮・冷凍シマアジ（フィレ等）</li><li>・ 生鮮・冷凍マアジ（フィレ等）</li><li>・ 生鮮・冷凍クロマグロ（一ロイン等）</li><li>・ 冷凍ホタテ貝柱 等</li></ul>

(3) EU へ輸出を行うためには、生産から加工・流通に至るまで、EU の求める衛生基準を満たす必要があり、水産加工施設の認定の他、天然の水産物については、EU 向け冷凍船、生産漁船、市場（市場を経由する場合）、養殖の水産物については、養殖場、市場（市場を経由する場合）の登録が必要。

- (4) 養殖魚介類を使用した水産食品等については、残留動物用医薬品のモニタリングが必要。
- (5) EU に輸出されるホタテガイ等二枚貝については、生産海域等の指定・モニタリングが必要。
- (6) かつお節を EU に輸出するためには、当該品目に含まれる化学物質（多環芳香族炭化水素（PAHs）。代表的な物質はベンゾ（a）ピレン。）について、EU の基準値を満たすことが必要。さらに、対 EU 輸出水産食品取扱認定施設の認定を受けているかつお節製造施設がないため、現状では EU への輸出はできない状況。
- (7) 海藻類等植物由来の水産食品は、本規制措置の対象外。
- (8) 混合製品は、水産動物の含有率に応じ、本規制措置の対象となる。
- (9) 下記に掲げるものは EU には輸出できない。
  - ア. フグ毒を含有するおそれのある魚類
  - イ. シガテラによる健康被害を起こすおそれのある魚類
  - ウ. ワックスによる健康被害を起こすおそれのある魚類
  - エ. ビタミン A による健康被害を起こすおそれのある魚類

## 2. 放射性物質に係る検査（別添表一 I）：

現在、EU は日本から輸入される水産食品については、生産地別に以下のいずれかの添付を義務付けている。

- ① 放射能物質検査証明書
- ② 産地証明書

## V. 食品衛生上の規制等

EU 域内に商業目的で輸入される食品は、食品の安全性に係る基準等に準拠しなければならないこととされている。

- (1) 残留農薬
- (2) 残留動物用医薬品
- (3) 食品添加物
- (4) その他

## EU等の食品の放射性物質に係る輸入規制の概要

区分	原料産地	品目	対象品目	必要な証明
1	47都道府県	平成23年3月11日より前に生産、加工した食品・飼料		日付証明
2	福島県	食品及び飼料	すべての品目	放射性物質検査証明 (EUの放射性物質基準に適合することの証明)  【注3】 【注4】
3	青森県 新潟県 山梨県 静岡県	きのこ類	きのこ類	
4	秋田県 山形県 長野県	きのこ類	きのこ類	
		山菜	タケノコ、タラの芽、ワラビ及びコシアブラ	
5	(7県) 岩手県 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	きのこ類	きのこ類	
		水産物	水産物(海藻、活きた魚及びホタテを除く)	
		山菜	タケノコ、タラの芽、ワラビ、ぜんまい、コシアブラ、くさそてつ及びウワバミソウ	
		穀物	大豆、米及びそば	
6	福島県を除く46都道府県	区分2～5の原料産地の品目の加工品又は50%以上含有する食品・飼料【注1】		
7		上記区分1～6以外の食品・飼料(茶を除く)【注2】		産地証明

【注1】 福島県を除く46都道府県のいずれで加工しても、本表の原料産地の品目の加工品の場合又は本表の原料産地の品目を50%以上含む加工品の場合、放射性物質検査が必要。

【注2】 福島県産以外の茶については、各種証明は不要。

【注3】 放射性セシウム134及び137のみ(放射性ヨウ素131にかかる証明は不要)。

【注4】 産品又は主原料の産地が不明の食品及び飼料は、放射性物質検査証明により輸入が認められる。



## 日本からEU向け農産物等の輸入規制(植物防疫)【暫定版】

品目	輸出の可否		輸出検査+証明書の添付		検査内容等
	可	否	必要	不要	
コメ					
1 コメ(玄米)	○			○	
2 コメ(半精米)	○			○	
3 コメ(精米)	○			○	
茶					
1 茶	○			○	
果物					
1 カキ	○		○		
2 キウイフルーツ	○			○	
3 サクランボ	○	⊖	○		収穫前及び輸出前に灰星病に感染していないことを確認。なお、灰星病は、我が国に蔓延しているため、事実上、輸出不可能。
4 日本ナシ	○		○		
5 西洋ナシ	○		○		
6 ピワ	○			○	
7 ブドウ(巨峰など)	○		△※	⊖	キプロス向けは栽培地における検査または消毒が必要。
8 モモ	○	⊖	○		収穫前及び輸出前に灰星病に感染していないことを確認。なお、灰星病は、我が国に蔓延しているため、事実上、輸出不可能。
9 ミカン(温州)	○		○※		①生産園地及び選果こん包施設の登録 ②栽培地検査 ・カンキツかいよう病に対する園地調査(落花直後及び収穫前) ・ミカンバエに対する調査(トラップ調査及び生果実調査) ③輸出検査 ・次亜塩素酸ナトリウム溶液での果実の表面殺菌処理
10 リンゴ	○		○		
11 バイナップル	○			○	
12 ブルーベリー	○		○		
13 銀杏	○			○	
14 ゆず	○		○※		①生産園地及び選果こん包施設の登録 ②栽培地検査 ・カンキツかいよう病に対する園地調査(落花直後及び収穫前) ・ミカンバエに対する調査(トラップ調査及び生果実調査) ③輸出検査 ・次亜塩素酸ナトリウム溶液での果実の表面殺菌処理
15 マンゴー	○		○		
16 かんきつ類	○		○※		①生産園地及び選果こん包施設の登録 ②栽培地検査 ・カンキツかいよう病に対する園地調査(落花直後及び収穫前) ・ミカンバエに対する調査(トラップ調査及び生果実調査) ③輸出検査 ・次亜塩素酸ナトリウム溶液での果実の表面殺菌処理
17 クルミ	○			○	
18 くり	○			○	
19 ザクロ	○			○	
20 梅	○	⊖	○		収穫前及び輸出前に灰星病に感染していないことを確認。なお、灰星病は、我が国に蔓延しているため、事実上、輸出不可能。
21 アンズ	○	⊖	○		収穫前及び輸出前に灰星病に感染していないことを確認。なお、灰星病は、我が国に蔓延しているため、事実上、輸出不可能。
木材(製材)					
1 針葉樹	○		○※		輸出前に以下のいずれかの処理を施し、証明書を添付すること。 (1)熱処理(中心温度を56℃以上、30分間) (2)くん蒸処理又は薬剤注入処理(臭化メチル処理等)
2 広葉樹	○		○		トネリコ属、オニグルミ、マンシュウグルミ、ハルニシ、アキニシ及びサワグルミの木材は樹皮とその周辺を完全に除去して角材にしてあること。

※栽培地での検査、消毒が必要(対応する行の右欄に詳細を記載)

## 日本からEU向け農産物等の輸入規制(植物防疫)【暫定版】

品目	輸出の可否		輸出検査+証明書の添付		検査内容等
	可	否	必要	不要	
1 生植物(樹木類、果樹類等)		△			一部のものは輸出禁止
2 栽培用植物(イネ科、なす科、カリン属等)		△			一部のものは輸出禁止
3 ばれいしよの塊茎		○			
4 土壌・栽培資材		○			
<b>果菜</b>					
1 イチゴ	○			○	
2 カボチャ	○			○	
3 キュウリ	○			○	
4 白瓜	○			○	
5 ウリ	○			○	
6 ニガウリ	○		○		
7 スイカ	○			○	
8 メロン	○			○	
9 トウガラシ	○		○	○	
10 シシトウ	○		○	○	
11 トマト	○			○	
12 フルーツトマト	○			○	
13 ビーマン	○		○	○	
14 パプリカ	○		○	○	
15 小ナス	○		○		
16 長ナス	○		○		
17 オクラ	○			○	
<b>葉菜</b>					
1 キャベツ	○			○	
2 白菜	○			○	
3 芽ネギ	○			○	
4 長ネギ	○			○	
5 ホジソ	○			○	
6 シソ	○			○	
7 ミズナ	○			○	
8 セリ	○			○	
9 春菊	○		○※		ヤガ科の一種(Spodoptera eridiana)、ツマジロクサヨトウ及びハスモンヨトウに対する栽培地検査又は当該害虫の付着を防ぐための適切な措置の実施(例:殺虫剤処理)。
10 チンゲンサイ	○			○	
11 みつば	○			○	
12 ニラ	○			○	
13 野沢菜	○			○	
14 小松菜	○			○	
15 フキ	○			○	
16 菜の花(アブラナ)	○		△※		フランス(Brittany)、アイルランド、ポルトガル(Azores)、フィンランド、イギリス(Northern Ireland)向けは検査が必要。その他の国、地域向けには輸出検査不要。
<b>根菜</b>					
1 ショウガ	○			○	
2 ダイコン	○			○	
3 タマネギ	○			○	
4 エシャロット	○			○	
5 ニンニク	○			○	
6 ナガイモ	○			○	
7 サツマイモ	○			○	
8 ニンジン	○		△※		フランス(Brittany)、アイルランド、ポルトガル(Azores)、フィンランド、イギリス(Northern Ireland)向けは検査が必要。その他の国、地域向けには輸出検査不要。
9 ワサビ	○			○	
10 カブ	○		△※		フランス(Brittany)、アイルランド、ポルトガル(Azores)、フィンランド、イギリス(Northern Ireland)向けは検査が必要。その他の国、地域向けには輸出検査不要。
11 里芋	○		○		
12 ユリの根	○			○	
13 ラッキョウ	○			○	
<b>きのこ類</b>					
1 椎茸	○			○	
2 シメジ	○			○	
3 エノキダケ	○			○	
4 松茸	○			○	
5 ナメコ	○			○	
6 乾燥キノコ	○			○	
<b>山菜類</b>					
1 木の芽(山椒)	○			○	
2 ミョウガ	○			○	
3 ワラビ	○			○	
4 ゼンマイ	○			○	
5 タケノコ	○			○	
6 タラ	○			○	
7 ウド	○			○	
<b>豆科</b>					
1 そら豆	○			○	
2 エンドウ豆	○			○	
3 枝豆	○			○	
4 大豆	○			○	
5 小豆	○			○	
6 落花生	○			○	